

国際取引法学会 著作権規程

第1条 目的

本規程は、国際取引法学会（以下本学会という）会則3条(3)に従い発行された『国際取引法学会年報』、（以下年報という）、本学会が編集責任を持って発行された記念誌、その他の書物、もしくは、ウェブ・ジャーナル（以下その他の学会編集文献という）に掲載された原稿、および、本学会監修で投稿されたその他一般の法律雑誌などの書物、もしくは、ウェブ・ジャーナル（以下その他一般法律文献という）で掲載された論文（以下論文等という）の執筆者（以下著作者という）と学会の間の著作権の取り扱いを明確にするものである。

第2条 利用許諾

- (1) 著作者は、本学会に対し、論文等を学会活動の目的の範囲内で非独占的に利用する権利を許諾する。
- (2) 著作者は、前項の目的の範囲内で、第三者に対し、有償もしくは無償で、再許諾することを承諾する。
- (3) 上記(1)項および(2)項の著作者による許諾、および、再許諾の対価は無償とする。

第3条 著作者人格権

本学会は、論文等の表現に変更を加える場合は、予め著作者の承諾を得なければならない。また第三者に再許諾する場合も、第三者に対して、著作者人格権を遵守することを求める。ただし、著作者は、学会、もしくは、第三者が、利用に必要な範囲で、見出し、キーワード、要約などの追加、加工、編集を行うことについては、予め承諾する。

第4条 著作者の責任

- (1) 著作者は、本学会に対して、論文等が第三者の著作権など第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものであることを保証する。
- (2) 本学会が論文等を年報、その他の学会編集文献、もしくはその他一般の法律雑誌において発表することにより、第三者の権利を侵害したとして、出版の差止め、または、損害賠償等の請求を受けた場合、著作者は、弁護士費用を含め、著作者の責任と負担において、これを速やかに解決し、本学会には一切迷惑、損害をかけないものとする。

第5条 著作料

特に理事会で別段の同意がないかぎり、論文等に対する著作料、その他の対価は、支払われないものとする。一般法律雑誌の出版社などから著作料、その他の対価が支払われる場合、本学会が受領し、著作者は、学会に対しても、出版社に対しても請求権は持たない。

第6条 規程の解釈・適用について

編集委員会は、本規程の解釈または適用に関する疑義について決定する権限を持つ。

第7条 改正

理事会は、編集委員会の提案に基づき、本規程の改正を決定することができる。

附則

本規程は、2015年3月1日から施行する。

国際取引法学会編集委員会 制定 2015.3.1.